

英国知的財産庁、「意匠制度の改正の必要性に関する評価」と題する報告書を公表

2011年12月20日
JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、12月19日、「意匠制度の改正の必要性に関する評価」と題する報告書を公表した。

本報告書は、ハーグリーブス教授（カーディフ大学）等によって作成され5月18日に公表された「デジタル機会：知的財産と成長」と題する報告書（通称：ハーグリーブス・レビュー）の「7. デザイン産業」において、意匠権とイノベーションとの関連性についての評価を12月以内に実施するべきであるとされた提言に対し、UKIPO がユーザーからの意見を聴取してまとめたもの。

UKIPO は、今後6月の間に、本報告書において示された提案について検討を行い、2012年夏までに意匠法改正の正式な意見募集を行うとしている。

本報告書の概要は次のとおり。

“パッチワーク”の保護

英国国内の登録意匠（最長25年の保護期間）、EU全域の登録共同体意匠（RCD、最長25年の保護期間）、英国国内の非登録意匠（最長15年の保護期間）、EU全域の非登録共同体意匠（最長3年の保護期間）という4種類の権利が併存し、保護期間や侵害に対する法的措置も多様であることから、多くの企業から複雑であるとの指摘がなされた。

英国国内の非登録意匠権

英国は、EUにおいて唯一国内の非登録意匠権を維持しているが、これに対して回答者からはセーフティネットとして肯定的な意見があった一方、新たに市場に参入する立場からは非登録意匠権の侵害を十分に回避することが困難であることから、法的安定性についての懸念が示された。

制度のその他の簡素化

共同体意匠の制度に調和させることが提案された他、抜本的な法改正をせずに一時的な修正をしようとすることによって、当初の法案作成者の意図を特定できなくなり、法制度が複雑化するとの指摘もなされた。

デポジット制度への認識

低価格の初期費用で多くのデザインのアイディアについてデポジットし、成功しそうなものについてのみ登録することや、12～30月の猶予期間（出願するが公開はされない）によってデザイナーが商業的に成功しそうなアイディアをより長期に選出できるようにすることなどが明確化されるべきであるとの提案がなされた。

権利の強化

英国国内の登録意匠が有効であるためには、RCDと同様に新規性を有していなくてはならないが、UKIPOは登録意匠の新規性の要件について審査していない。これについて、希望する企業に新規性審査を提供することや、訴訟に入る前に選択的または強制的に新規性サーチをすることが提案された。

紛争の解決

裁判費用が高額であるためにコピーや権利侵害を放置せざるを得ない状況が多いことが指摘された上で、UKIPOが仲裁サービスの開始や意見サービスの意匠への拡張をすべきであるとする意見もあった。

意匠権のエンフォースメント

民事救済手続きは、高額の裁判費用によって手の届かないものが多いため、意匠の深刻かつあからさまなコピーに対しては刑事罰を導入すべきとの主張があった。

デジタル著作権取引所 (DCE: Digital Copyright Exchange) ¹

ライセンスの機会を求めるための潜在的な利益を提供するものであると認識する回答者がいた一方で、実際にどのように機能するのかといった懸念の声も聴かれた。

－ UKIPOのプレスリリースは、以下参照 －

[Assessment of the relationship between design rights and innovation](#)

－ 報告書の本文は、以下参照 －

[IPO Assessment of the Need for Reform of the Design Intellectual Property Framework \(PDF\)](#)

－ ハーグリーブス・レビューに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[英国知的財産庁、「知的財産と成長」と題する報告書を公表（2011年5月21日）\(PDF\)](#)

(以上)

¹ デジタル著作権取引所の創設は、ハーグリーブス・レビューにおいて最も注目されている提案のひとつであるが、同提案においては、取引の対象に著作権だけではなく意匠権等の他の知的財産権を含めることも検討されている。